

10月の無料相談

※祝日は除きます。

相談名	日 時	場 所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制
市民相談	月~金曜日 8:30~17:15		要望、苦情、意見など(担当職員)
司法書士相談	11日(水) 13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制
行政書士相談	19日(木) 13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの作成に関すること(行政書士) ※予約制
総合労働相談	13日(金) 13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)
土地家屋調査士相談	4日(水) 13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)
行政相談	18日(水) 13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)
税務相談	3日・10日(火) 18日(水) 13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)
心配ごと相談	毎週水曜日 13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)
消費生活相談	月~金曜日 9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日 8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日 9:00~17:00	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)
早期療育相談	月~金曜日 9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~土曜日 10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可
教育電話相談	月~金曜日 9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 9:00~16:45 (第1・3水曜日は弁護士相談) (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)
人権相談	月~金曜日 9:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)
結婚相談	19日(木)・21日(土) 15:00~16:30	まちなか交流ステーションほっとOne (☎879-8815)	結婚相談(県マリッジサポーター)
生活相談	毎週水曜日 13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)
ひきこもり専門相談	12日(木) 13:30~15:30		ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。
精神保健相談(一般精神)	20日(金) 14:00~16:00	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。
精神保健相談(一般・老人)	3日(火) 14:30~16:30		
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日 11:00~15:40	男女共同参画センター (☎827-1107)
		14日(土) 10:00~15:00	
	一般相談	13日・27日(金) 13:00~16:00	

消費生活センターより

衣替えの時期に多い

フリーニングのトラブル

☎消費生活センター(☎823-33928)

《相談事例》

昨年の冬にフリーニングに出して収納しておいた秋物のジャケットが色あせていた。フリーニング店に補償を求めたが、賠償期間が過ぎてしていると断られてしまった。

《アドバイス》

フリーニングの相談の多くは、シミ、変色、紛失などに係るものです。どんなに大切にしているも、衣類は着用や、フリーニングの度に少しずつ劣化します。フリーニングトラブルは、複数の要素が重なって発生することが多く、原因や責任の特定は困難です。

今回の事例では、「フリーニング事故賠償基準」について説明し、品物を引き取ってから6か月以上経過していることから、補償を求めることは難しいと伝えました。

フリーニングに出す時や受け取る時には、必ず衣類の状態を店舗と一緒に確認しましょう。

困ったときには、消費生活センターに相談しましょう。

☆フリーニング事故賠償基準とは

扱った洗濯物に対して、フリーニング業者が賠償責任を負う際に、公平・効率的に消費者救済を図るための基準で、賠償額算定の基本方式などが示されています。

なお独自の基準を設けている店舗もありますので、利用する店舗のルールを確認することも大切です。